

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	母子父子寡婦福祉資金貸付けに関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は母子父子寡婦福祉資金貸付けに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和6年6月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務
②事務の概要	【概要】 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を助成し、生活意欲の助長を図るため、各種福祉資金の貸付けを行う。 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条第二項（同法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。）の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する事務
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の43の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<特定個人情報の提供> 番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条 <特定個人情報の照会> 番号法第19条第8号 別表第二の63の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 こども家庭相談室
②所属長の役職名	こども家庭相談室長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八戸市庁 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八戸市 こども健康部 こども家庭相談室 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 八戸市総合保健センター3階 0178-38-0704

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	所属長名	工藤 俊憲	三浦 幸治	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年4月1日	連絡先	子育て給付グループ	家庭支援グループ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年4月1日	連絡先	内線5112	内線5118	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年4月25日	対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月19日 時点	平成30年4月25日 時点	事後	見直し期日であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年4月25日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月19日 時点	平成30年4月25日 時点	事後	見直し期日であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	所属長の役職名	三浦 幸治	課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月1日	リスク対策	記載なし	記載のとおり	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年4月1日	部署	福祉部 子育て支援課	健康部 こども家庭相談室	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年4月1日	所属長の役職名	課長	次長兼こども家庭相談室長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年4月1日	連絡先	福祉部 子育て支援課 家庭支援グループ	健康部 こども家庭相談室	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年4月1日	連絡先	内線5118	内線5322	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年4月1日	いつ時点の計数か	平成30年4月25日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年4月1日	連絡先	〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5322	〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 八戸市総合保健センター3階 0178-38-0704	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年4月1日	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月1日	法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月1日	部署	健康部	こども健康部	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月1日	連絡先	健康部	こども健康部	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月1日	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年4月1日	所属長の役職名	次長兼こども家庭相談室長	こども家庭相談室長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年4月1日	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。